

## 上板町建設工事に係る最低制限価格制度事務取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、上板町が発注する建設工事について、極端な低入札による受注を防止するため、地方自治法施行令第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設定するに当たり、その算定方法について必要な事項を定めるものとする。

### (対象工事)

第2条 全ての建設工事（建築工事のうち設備工事（電気設備・機械設備等）を主とした工事も含む）について最低制限価格制度の対象とする。ただし、設計価格（税込）が130万円未満の随意契約に付する工事については、別に定めるものとする。

### (最低制限価格の算定方法)

第3条 最低制限価格（税抜。以下同じ。）は、次式により算出するものとする。

$$\text{最低制限価格} = \text{予定価格（税抜）（A）} \times \text{ランダム係数（B）}$$

2 最低制限価格の設定の単位については、千円単位とし、千円未満を切り捨てるものとする。

### (ランダム係数（B）及び最低制限価格の算出方法等)

第4条 最低制限価格算出のランダム係数（B）は、くじ引きにより決定する。

決定方法については、別に定める。

2 ランダム係数（B）は、別表1の表のとおりとする。

3 ランダム係数（B）の決定については、入札書投函終了後、入札参加者確認の下、入札執行代表者（町長・不在時は副町長）が開札までの間にくじを引き決定するものとする。

### (予定価格調書への記載)

第5条 予定価格の決定権者は、対象入札ごとに予定価格調書に記載するものとする。

### (適用方法)

第6条 最低制限価格の適用方法は、最低制限価格を下回る価格をもって入札をした者は失格とし、最低制限価格以上の最低価格入札者をもって落札とする。（落札となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、施行令第167条の9に基づき落札業者を決定する。）

2 入札者全員が最低制限価格を下回っていた場合は、当該入札を不調とする。

### (最低制限価格の決定経緯の記録)

第7条 予定価格の決定権者は、くじ引きにより決定されたランダム係数（B）、最低制限価格及び日時を明らかにしておかなければならない。

### (その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、最低制限価格制度の実施に関し、必要な項は、別に定める。

附則

この要領は、  
 平成26年 4月 1日から施行する。  
 平成28年 4月 1日から施行する。  
 平成29年 4月 1日から施行する。  
 平成30年 4月 1日から施行する。  
 令和 5年 4月 1日から施行する。  
 令和 6年 4月 9日から施行する。

別表 1

種別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
土木工事 建築工事	0.88000	0.88105	0.88211	0.88316	0.88421	0.88526	0.88632	0.88737	0.88842	0.88947
	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	0.89053	0.89158	0.89263	0.89368	0.89474	0.89579	0.89684	0.89789	0.89895	0.90000

種別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
解体工事 設備工事	0.85000	0.85105	0.85211	0.85316	0.85421	0.85526	0.85632	0.85737	0.85842	0.85947
	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	0.86053	0.86158	0.86263	0.86368	0.86474	0.86579	0.86684	0.86789	0.86895	0.87000